

●平成27年度 監査テーマ 水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について

○ 包括外部監査意見に対する措置について

【2】施設整備

(1)水道施設・管路更新の基本方針

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
1	計画の具体性について 〔35ページ〕	管路更新については、中期経営計画において「年間約10kmの管路の更新・改良を実施」と記載されているが、施設整備基本計画では目標数値については触れられておらず、掲げた目標数値をどのように達成するかが記載されていないため、平成27年度から策定に着手する新たな上水道施設整備基本計画においては、実現すべき具体性をもった計画を策定し、進捗結果とともに公表し、説明責任を果たすことが望まれる。	上下水道計画課	平成30年度に新たな整備計画を「枚方市水道施設整備基本計画」として策定し、この中で実現すべき具体性(目標数値)を持った10年の短期整備計画の策定した。

(2)施設の更新計画

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
2	アセットマネジメントの導入について 〔41ページ〕	水道局で実施した簡易型のアセットマネジメント(資産管理)の結果が、十分に活用されているとはいえないことから、平成27年度より策定に着手する上水道施設整備基本計画の中では、より精度の高いシミュレーションを行うなどアセットマネジメントの考え方を計画に反映することが望まれる。	上下水道計画課	平成28年度に契約を締結した「上水道施設整備基本計画策定業務委託」により、アセットマネジメントの考え方を反映することとした。
3	資金計画の整備について 〔48ページ〕	中宮浄水場の更新計画については、具体的な資金計画の整備が未了であるため、今後、基本構想を定め、早期に予算規模を決定し、具体的な資金計画を策定することが望まれる。	上下水道経営室	平成31年3月に策定した「水道事業経営戦略」において、中宮浄水場の更新計画等を反映した、今後10年間の投資・財政計画を示した。

(3)管路の更新計画

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
4	更新計画の策定について 〔51ページ〕	施設整備基本計画においては、いつまでにどの部分の管路修繕を終えるという具体的な目標が明確にされていないため、現状では施設整備基本計画の終了年度までに、すべての予定区域の更新が終了するのかが不明瞭であり、毎年度の管路更新に関する事業計画に合理性があるかどうかの判断がつかない状況である。更新計画の策定においては、対外的に合理的な説明をしうるだけの策定方針を明確に定めることが望まれる。あくまでも最終目標がある前提での、毎年度の更新計画であるから努力目標と捉えられてしまうことは好ましくない。施設整備基本計画の実現のためには、毎年これだけの管路更新をする必要があるという認識をもったうえで、市民への安定した水供給を保つために、平成27年度より策定に着手する上水道施設整備基本計画の中でまず病院・学校等の公共性の高い設備に関する管路を整備する等の優先順位を明確にした整備計画とするだけでなく、総合的に策定・検討することが望まれる。	上下水道計画課	平成30年度に新たな整備計画を「枚方市水道施設整備基本計画」として策定し、この中で実現すべき具体性(目標数値)を持った10年の短期整備計画の策定した。 短期整備計画では重要給水施設(災害時においても給水が特に必要な医療機関や防災拠点、避難所等)へ給水している等の社会的影響の評価の他、老朽度、耐震性の評価等、重要度や緊急度の優先順位を総合的に検討し、実施すべき整備項目を取りまとめた。
5	長期的な管路更新サイクルの策定について 〔53ページ〕	更新目標10kmでは年々40年超の管路は増加していくことになり、更新が追い付かないことから生じる安定した水供給への不安は払拭しきれないため、目標ではない精緻な管路更新計画が必要であり、将来発生する40年超の管路に対してどのように更新計画を立案するかの検討が望まれる。 また、40年超の管路が存在することにより、一概に水供給の安定性に懸念が生じるわけではないため、管路自体の耐久性に問題がなければ、法定耐用年数の40年を超えて使用することには合理性がある。過年度の修繕実績や事故履歴等から各管路の合理的な耐用年数を見積り、安定供給を常に維持できるだけの長期的な管路の更新サイクルを策定することが望まれる。	上下水道計画課	「上水道施設整備基本計画」の検討において、法定耐用年数ではなく、厚生労働省から公表された「実使用年限に基づく更新基準の設定例」に基づき合理的な耐用年数(更新基準)を設定している。

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
6	鉛管の解消について 〔57ページ〕	個人資産である給水管の鉛管解消を積極的に推し進めることについては、施設整備基本計画の基本施策とする十分な根拠を示すべきであると考ええる。しかし、市の本来の責務は良質で安全な水を供給することであり、鉛管解消を放置しては、老朽化による漏水事故の多発を招くことが考えられる。厚生労働省の通知を実現するためにも、一定程度市が鉛管解消に係る費用を負担することはやむを得ない現状であることは理解できる。 鉛管解消事業にかかる十分な説明、開示を通じた市民の理解を得るとともに、平成27年度より策定に着手する上水道施設整備基本計画の中で、市民間で不公平が生じないように鉛管解消事業を推進することが望まれる。	上水道工務課	平成30年12月より鉛製給水管使用者等への個別周知を開始した。また、平成31年3月策定の枚方市水道施設整備基本計画において、鉛製給水管解消計画を作成した。

(3) 管路の更新計画

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
7	マッピングシステムについて 〔59ページ〕	上下水道局で現在使用しているマッピングシステムは、5年後に開発会社の保守サービスが切れるものである。そのため、今後の安定した管路管理のためには、システム更新計画の立案が早急に求められる。具体的には現在のシステムに代わる次のシステムには、現状の問題点を踏まえたうえで、システム内におけるマッピング値及び実測値の保有、改修履歴を保存する機能を備え付けることに加え、図面の取込までの期間を短縮することが望まれる。	上下水道計画課	上下水道局で現在、運用している水道、下水道の施設情報管理システムを統合し、再構築するため情報提供依頼 (RFI) による情報収集を行い、現状の問題点の改善策について検討した。検討により仕様書を策定し、平成30年4月に契約手続き依頼を行った。

【3】水道料金

(2) 水道料金の算定について

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
8	用途別料金体系の検討 〔69ページ〕	全国的に口径別料金を採用している自治体の方が多いことから、今回の水道料金の改訂の際には、現在の用途別料金から口径別料金への変更を検討することが望まれる。そのためには、今回の料金改定までに口径別管路情報等の必要な情報を準備し、当該情報に基づき精緻なシミュレーションを実施したうえで、変更の可否について決定することが望まれる。	上下水道経営室	適正な原価に基づく料金算定、費用負担等の公平性の観点から、用途別一般用に口径別料金を導入する新たな水道料金等制度を構築した。
9	基本水量の設定 〔70ページ〕	今回の水道料金の改訂の際には、水道基本料金に基本水量を付与する料金制度の変更を検討することが望まれる。また、仮に基本水量を付す方式を残す場合にも、その基本水量の設定㎡数が適切か否かの検討を行うためのデータ収集を行っていくことが望まれる。	上下水道経営室	水需要減少への対応、使用水量における公平性の観点から基本水量を廃止する新たな水道料金等制度を構築した。なお、主に一般家庭が使用する小口径においては、基本水量8㎡を使用時に現行と改正後の水道料金となるよう配慮した。また、福祉減免制度については、「行財政改革プラン2020」において、廃止を含めた見直しを図ることとした。

(4) 枚方市の水需要について

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
10	市における水需要について 〔71ページ〕	平成25 年4月に策定された水道ビジョンでは、「企業等の地下水採取に対する新たな方向性について、現在、検討中ですが、その結果によっては、将来の水需要への影響が懸念されます。」との記述されている。しかし、大口需要者の専用水道(地下水)の設置が続けば、急速な収益の悪化は避けられない。このような状況を受け有収水量の減少も考慮し、将来水需要予測について検証・見直しを行うとともに、収益に大きな影響を与える料金体系について見直しを検討することが望まれる。	上下水道経営室	水道料金等制度について「適正な原価に基づく料金算定」・「水需要減少の現状に応じた制度」・「費用負担等の公平性の確保」の3つの観点から検討し、新たな料金等制度を構築した。将来の水需要については、「枚方市水道施設整備基本計画」において予測済み。

【4】財産管理・現物管理

(1)固定資産管理

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
11	現物の特定について 〔77ページ〕	固定資産管理の原則的方法として、各固定資産にシールを貼って管理することとなっている。各固定資産にシールを貼ることで、固定資産台帳に登録されている項目と実際に存在する資産を一対一で対応させることができる。シールを貼る対応が実務上困難である場合には、固定資産台帳の中に固定資産の写真を添付するという対応が考えられる。また、同種資産の場合は、固定資産台帳にメーカー名、品名、シリアルナンバー等、個々の固定資産を特定できる情報を摘要欄に記載することが望まれる。	上下水道経営室	固定資産システムの画像取り込み機能については、不具合があり活用できていなかったが、平成28年5月にシステム改修が終了し、画像の取り込みが可能となった。 固定資産台帳の備考欄に詳細を記載し、画像を添付することで現物を特定できるように、台帳整備を行った。
12	遊休資産 〔78ページ〕	遊休資産の取扱いについては、まず、固定資産台帳に記載されている資産すべての使用状況について問い合わせを行い、現在、局がどれほどの遊休資産を保有しているのかを把握することが望まれる。更に、遊休資産は保有しているだけでは利益をもたらさないため、遊休資産の利用方法を検討し、利用方法が考えられない場合は売却又は廃棄を検討することが望まれる。	給排水管理課	遊休資産の管理については、管理台帳を作成し、適正に管理を行っている。

(3)遊休施設

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
13	毎年の維持管理費用について 〔89ページ〕	遊休施設が長期的に生じさせる費用を把握することで初めて長期的な対策を講じることができることから、現在発生している費用を施設ごとに把握するとともに、将来発生が予想される費用(老朽化に伴う施設の解体費、施設の耐震化対策費用など)を網羅的に把握することが望まれる。	給排水管理課	管理費用(除草費)として施設毎の費用を把握した。 また、将来発生が予想される費用については、遊休地の中でも宅造工事規制区域内の急傾斜がある2施設の法面の安定を確認するために費用の算出を行ったが、その他の施設については、費用対効果を鑑みると効果を見込めないことから、費用算出は行わず現状のまま維持管理を行うこととした。
No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
14	利用方法処分方法の検討 〔90ページ〕	A. 旧北部長尾加圧ポンプ室 当該土地は行政財産目的外使用によりタイムズ24に貸し出しを行っており、有効活用がなされている。なお、当該敷地の一部は、内里高野線建設計画の道路区域になっており、将来道路区域に設定されている土地部分は売却できる可能性が高い。その際、残りの土地活用について十分検討することが望まれる。 B. 旧津田簡易水道 旧津田簡易水道用地の有効利用方法、売却方法を検討する前提として、旧津田簡易水道用地に建築物を建てることが可能な状況を作ることが効果的である。そのためには、上記平面図①の斜線部分を建築基準法42条に該当する道路にすることが求められる。建築基準法42条の道路とは、同42条1項1号から5号において記載されているものであるが、本件用地の立地条件等を考慮すれば、同42条1項1号の道路法に基づく道路いわゆる市道にするか、同42条1項5号の特定行政庁からその指定を受けた道路いわゆる位置指定道路にする方策が考えられる。しかし、いずれの道路にするにも「枚方市開発事業等の手続きに関する条例」等の基準に適合するよう、中宮津田線との交差部を「隅切り」形状にするとともに、道路側溝を整備する必要がある。改善手法として、「隅切り」形状への変更については、中宮津田線が細街路として指定されていることから、その整備時に歩道を設置する中で、「隅切り」機能を確保する、あるいは、「隅切り」部分の土地所有者に隅切り設置の協力を求めるといった対応が考えられる。また、いずれの場合にも、道路側溝の整備が必要となる。なお、こうした手法による隅切り設置等が実現されるまでは、「隅切り」部分の土地利用の変更などを注視し、管理を続けることが望まれる。 C. 旧長尾日生台受水槽 遊休施設内の大阪ガスの施設は、現在も稼働中である。それゆえ、今後大阪ガスと連携をとり、当該遊休地の有効利用について継続的に検討していくことが望まれる。	給排水管理課	A.旧北部長尾加圧ポンプ ・令和3年3月に売却が完了している。 B. 旧津田簡易水道 ・土地の有効活用方法を検討するため、枚方市公民連携プラットフォームへの掲載を行ったが、応募がなかった。今後も引き続き、周辺の土地利用の変更などに注視しながら、公民連携だけでなく、市民や企業に向けたPRも広く実施していくなど、検討を行っていく。 C. 旧長尾日生台受水槽 ・枚方市の上下水道の管路用地として使用中である。 ・土地の有効活用方法を検討するため、枚方市公民連携プラットフォームへの掲載を行ったが、応募がなかった。今後も引き続き、大阪ガスとの連携をとりつつ、公民連携だけでなく、市民や企業に向けたPRも広く実施していくなど、検討を行っていく。

【5】入札・契約業務

(3) 予定価格の公表時期について

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
15	予定価格の公表時期について 〔106ページ〕	予定価格が事前公表されていても、落札者の決定は抽選で行われることは稀であり、これを踏まえると、直ちに局の入札についてすべて予定価格を事後公表とすべきであるといえる状況ではない。 しかし、落札者の決定が抽選により決定される状況が多発した場合等には、適正な競争が阻害されている状況が発生しているといえる。予定価格を公表する入札の決定は総合契約検査室で実施するため、局が介入する余地はないが、局で適正な競争が阻害されている状況を認識した場合は、予定価格を事後公表とするよう総合契約検査室へ進言することも視野に入れ、入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、競争性の確保・向上を図るよう対応することが望まれる。	上下水道経営室	平成28年度 入札・契約制度の改正(平成28年4月1日実施)により、更なる競争性の確保・向上を図るため、予定価格の事前公表を廃止し、全て事後公表となりました。

(4) 入札・契約に係る回議書の記載内容について

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
16	入札・契約に係る回議書の記載項目について 〔109ページ〕	回議書へ予算額や予算残高といった項目を記載内容とすることにより、起案した担当課でも予算の重要性の意識が高まり、徹底した予算管理が実現可能となる。 予算管理の徹底の観点から、起案に係る予算額と予算残高を回議書への必須記載項目とするよう回議書の運用の変更を検討することが望まれる。	上下水道経営室	予算管理を徹底するため、平成29年4月から回議書様式を変更し、「予算執行表」の欄を追加した。このことにより、予算執行に係る記載を統一的に必須とし、回議書における予算執行の確認について改善を図った。

(5) 浄水課の積算の算定方法について

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
17	積算金額の算出について 〔111ページ〕	積算担当者によって、積算結果が異なるような状況は改善すべきと考えられるため、(財)建設物価調査会発行「建設物価」に記載がない原材料等の積算金額の決定方法について、積算金額と入札金額との乖離が大きくなっている状況が生じているかどうかの検証を行ない、乖離が大きくなっている場合は基準の見直しを実施し、見積額を平均する積算方法を状況によっては選択できるように『建設工事・修繕工事に係る設計・積算業務の基準』に規定することが望まれる。	浄水課	『建設工事・修繕工事に係る設計・積算業務の基準』の運用に関する検証を行い、積算担当者によって、積算結果が異なるような状況がないよう同基準の見直し・改定を実施した。

【6】滞納管理

(1) 料金滞納者への督促や収納方法について

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
18	不納欠損処理について 〔115ページ〕	上下水道局としては、不納欠損の対象案件が多いことから、慎重を期するため、調定年度ごとに不納欠損を行っているが、当該相手先は破産手続きが終了し、届け出した債権の全額が回収不能となったことが明らかとなったのであるから、調定年度とは関係なく、全額を不納欠損すべきであったと思われる。ただ、破産債権については全額貸倒引当金が計上されているため、損益計算書上は問題ないが、貸借対照表では、営業未収金と貸倒引当金が両建てとなっている。 今後、このような債権については、調定年度ではなく、相手先を基準に回収不能額全額を不納欠損処理することが望まれる。	上下水道経営室	破産債権の破産手続きの状況を破産管財人に確認し、平成27年度末までに破産手続きが終了したものは回収不能額全額の不納欠損処理を行いました。 今後も破産債権については、破産手続きの状況を確認したうえで、相手先を基準として不納欠損処理を行います。

【7】会計（新地方公営企業会計適用を含む）

（3）退職給付引当金

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
19	退職金の負担関係について 〔119ページ〕	現行の処理は、上下水道局以外の部局・部署等に従事した期間に対応する退職給付費用についても、水道部において負担する結果となり、水道部の業務に従事した職員が退職前に異動した場合には、当該職員の水道部の勤務期間に相当する退職給付費用は水道事業会計には計上されないことになっている。退職給付引当金の計上は、簡便法とはいえ、原則として一部であっても公営企業の職員として属した期間に対応する費用は、属した公営企業会計で負担すべきとされているため（地方公営企業会計基準見直しQ&A 3-21）、現行の処理に合理性をもたせるためには、市との取り扱いを定めた協定書ないし覚書等を締結することが望まれる。	上下水道経営室	退職手当に係る在職期間に応じた会計間負担の方法等について、市長部局と上下水道局間で協議が整ったため、在職期間に応じた会計負担とする覚書を令和2年3月31日付けで交わした。本覚書に基づき、令和元年度（2019年度）の退職手当の支給分から実施していく。
20	退職給付引当金に計上すべき金額について 〔120ページ〕	職員の従事した期間に応じて一般会計として負担すべき費用と地方公営企業会計として負担すべき金額を明確にしたうえで、水道部として負担すべき金額が把握可能である場合、水道部負担分のみを退職給付引当金に計上することが望まれる。	上下水道経営室	令和4年度より、職員の従事した期間に応じて、一般会計として負担すべき費用と地方公営企業会計として負担すべき金額を明確にした上で、水道事業会計及び下水道事業会計（汚水）負担分のみを退職給付引当金に計上することとする。

（4）貸倒引当金

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
21	貸倒実績率の算定について 〔122ページ〕	監査人が過去の貸倒実績率に基づいた算定方法で算出した貸倒引当金額と、平成26年度の不納欠損額と比較した場合、乖離額は小さくなり実態に即した貸倒引当金を計上することが可能となるため過去の貸倒実績率に基づいた算定方法の採用を検討することが望まれる。	上下水道経営室	より適正な見積高を算出するため、平成27年度決算より、貸倒実績率に基づいた算定方法を採用しています。

【8】上下水道に係る組織統合

（2）組織統合の効果

No.	項 目	監査意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R5.4末現在)
22	組織統合の効果について 〔135ページ〕	組織統合の効果としては、総務・財務関係、すなわち両事業での総務課を統合し上下水道経営課で業務の集約化が図られ、人件費削減及びシステム導入費用が削減できた点で一定の効果がある。 また、事業部門については、統合後4年経過しているが、統合前後で上下水道間での類似業務の統合は行われておらず、現体制の部門統合型に留まっているが、執務場所が分かれていた課題については、平成27年10月に中宮浄水場の新管理棟が完成し、平成28年度4月に市役所分館から下水道部が新管理棟に移転するのにあわせ、組織再編を実施すると聴取している。しかし、事業部門統合後も春日事務所にある水道保全課や北部別館には下水道施設維持課はそのままであり、来年度以降も当該執務場所が分かれたままである。 これらの事業部門の将来的なあり方については、執務場所の違い等課題はあるが、他市での統合状況を調査するなど、今後のさらなる統合可否について検討しなければならないことに一定の課題が残っていると考えられる。 統合によるノウハウの共有や費用を削減することは、事業部門においても今後も検討すべき継続的課題であると同時に、水道事業及び下水道事業の両経営において極めて重要であり、ひいては、市民の生活に直接影響する水道料金の単価にも直結すると考えられる。また、平成28年4月以後の組織統合について、引き続きその組織統合の効果を検証し、より効率的で効果的な執行体制を構築され、統合によりどういった効果があり、今後どのような方向性で考えているのかといった、市における水道ビジョンについて市民へ十分な説明を行うことが望まれる。	上下水道経営室	平成28年4月、執務場所の統合と合わせて機構改革を行い、水道・下水道事業を一体的に捉えた実質的な統合を行った。この実質的な組織統合における効果及び今後の方向性については、平成28年度上下水道経営部の取り組み実績における重点施策・事業の「組織体制の充実」として、平成29年8月末に公表した。